

東北における一炭焼村のうごき

大 場 正 巳

一、課 題

このささやかな報告は、東北という一地域において、しばしば見られるような一つの炭焼部落の生態を調査したものである。この部落は四面みな国有林によつて囲まれ、国有林に主たる生活の基礎をおく一炭焼部落なのである。その意味で、この部落の在り方は林業に依存する農村の一つのタイプをなすと云つてもいい。けれども、この部落は、その置かれたる環境が「東北」であり、その生活の基礎は「国有林」であり「炭焼」であるという理由によつて、いわば特殊な部落に属する。

ここで問題にしようと思うことは、この部落は特殊によつて制約された部落ではあるけれども、その形態は一般的であるということなのである。つまり、農民がいかにして資本主義に適応しているか。適応の形は特殊であるけれども、その中に現われる資本主義の農業への浸透の形態は、一般的であるということである。その様相を、国有林と農民ないし農民生活との関係において追究してみようとするのが本稿の課題である。

二、部落のあらまし

調査部落たる山形県最上郡萩野村^{つらね}土内部落は、新庄市の北方にあり、奥羽山脈の木葛山麓^{もくかく}で、国有林に開かれた三戸の一寒村である。降雪期ともなれば、約三里の山道を徒歩で下つて奥羽本線の泉田^{いずた}に出、そこから汽車で隣りの新庄市と連絡する。根雪も融けて四月末となれば、新庄市から村の中央部に至るバスを利用して、そこからトポトポと山道を登つて彼等の部落にいかねばならない。全くの山村である。

順序に従つて、まず土内部落の種目別面積について見ると、国有林約二、〇〇〇町歩、私有林一・七町歩（二戸によつて所有）、耕地二〇町歩という実状である。このように、耕地率僅かに一％という状態は、そこにおける農民が生活の糧を国有林から稼がなければならないことを示している。また、右の例における如き国有林面積と民有林面積との大きな開きは、東北六県では国有林面積と民有林面積との割合が前者が約四八％（全国平均で三九％）という実情から云つて、所によつては調査部落のような例もありそうなることを示していると云わねばならない。

次に、調査部落の職業別農家戸数についてみると第一表の如くである。この職業別農家戸数は、農家における現金収入の比重によつて類別してある。だから農業専業者といえども、実は他の製炭専業者や、農業と製炭との兼業者と同様に、製炭に従事しているものであつて、林業と全然関係がないわけではない。従つて三戸の農家中、直接的に山林に依存してはいないものは、「その他」の二戸、すなわち家畜商と農業被傭者だけということとなる。このように山林依存は高いのである。

次に、右の職業別農家を耕地の階層別について見ると第二表の通りに

第1表 土内部落の職業別戸数
(単位戸)

農業専業	3
炭の製としを主とする農業従事者	11
炭の製としを主とする農業従事者	8
炭の製としを主とする農業従事者	5
炭の製としを主とする農業従事者	2
炭の製としを主とする農業従事者	2
炭の製としを主とする農業従事者	31

備考1) 昭和27年3月現在。調査時閉取による。

2) その他の1戸は家畜商、他の1戸は農業被傭者。

第2表 経営耕地階層別職業別農家戸数
(単位：戸)

	2町 以上	2 1.5	1.5 1.0	1.0 0.5	0.5 0.3	0.3 0.1	0.1 0	計
農業専業	-	-	1	2	-	-	-	3
農主炭従	1	-	2	8	-	-	-	11
炭主農従	-	-	-	-	2	6	-	8
製炭専業	-	-	-	-	-	-	5	5
その他	-	-	-	-	-	1	3	4
計	1	-	3	10	2	7	8	31

備考 昭和27年3月現在。

三、変遷と適応

以上が、耕地率1%という土内部落のあらましであつたが、そこにおける特徴の一つは、かれらの耕地への依存がいかに少ないかを示していることのようなものである。

このような部落において、その経済構造はどうなつてゐるか。この点を主として国有林との結び付きと関連せしめつつ明らかにしてみよう。

なつた。ここである耕地とは水田を指しているものであり、その経営面積が二町歩以上の農家は僅か一戸。五反歩から一町歩の階層は比較的多くて一〇戸となり、一反歩ないし三反歩の農家が七戸で、この二つの階層が代表的である。このことは、山形県の一戸当り平均水田面積約九反歩という実情と大きなへだたりを示すものであり、おそらく調査部落戸数の半分以上が、山形県平均以下の階層を示すこととなるうと思われる。また、このことは部落平均にして一戸当り六反歩強という実状によつても説明がつく。さらに重要なことは、かれらの耕地面積は県の平均以下という実状に加えて、その耕地は山間部の水田であるが故に、その生産力が低いということである。それ故にだいたい五反以下の農家は主食の自給にさえ不足することとなり、三二戸の中で二一戸は主食受配農家となつてゐる。また、受配農家二一戸のうち一三戸は普通受配者となつてゐる有様であつた。

(イ) 炭焼部落の変遷

まず土内部落が、いかなる変遷を辿つて今日に至つたか、あるいは、その過程における問題は何であつたかということから始める。

最初に土内部落の歴史に遡つて見ると、寛文絵図〔最上郡史〕によれば、一七世紀末頃には既に部落開発がなされていたこととなつてゐる。そうして文化一四年には部落戸数が四戸となり、明治二〇年には七戸を数えるに至つてゐた。だから、明治二〇年以降こそが部落の最も発展した時期であつたといふことができる。この部落には現在七戸の本家と称せられるものがあるが、その総本家が誰であるかは明らかでない。しかし、この部落の始祖が、現在、畠腹^{はたふく}姓を名乗る一七戸の祖先であつたことは、古老の一致した意見である。だが、この畠腹の祖先がいかなる形で、つまり血縁的同族によるものか、または主従關係をもつて土着したものであるかは明らかではない。ともあれ明治以降、現在までに一三戸の分家と、一一戸の来り者（この地方では新来者のことをきたりものと呼んでゐる）およびその分家等が定着して三一戸の現在戸数となつたことは事実である。そうして、これらの分家及び来り者が、一つの身分的差別關係をもつて本家と對することは、他の地方でも見られるごとく、本部落でも例外ではない。そこで、話は若干それるが、本部落の農家を本家・分家（又分家をも含む）・来り者の三つに分けて、一戸当り耕地所有面積を見ると、本家一町二反四畝、分家七反四畝、来り者三反六畝となつた。この事実が本来的な農業に依存する部落でのことであれば、耕地所有の広狭は、そのまま身分關係を形成するという定説が貫かれていることとなるであらう。そうして、本部落においても、その限りにおいては定説通りであるように思われる。しかし、本部落には農業生産に匹敵するほどの生産を挙げ得る製炭が国有林に依存して成立してゐるのであつて、耕地所有の広狭別によつて身分關係が規定されるのと

質的には同じようなことが、国有林と部落民との間においても見られる(後出)。

それはさておき、部落でどのように重要な産業であるところの製炭業は、いかなる過程を経て今日に及んだであろうか。開取によれば部落において販売用の製炭を始めたのは明治も末年になつてからだという。おそらく部落民が商品経済へ積極的に参加し始めたのはこの時からであろう。その後、大正初年の全国的好景気の波は、この木葛山麓

第3表 1戸当り木炭生産高の変遷

年	次	生産高(貫)
明治	30	焼 子
大正	2	1,800
昭和	10	2,000
昭和	5	2,000
昭和	17	2,400

備考 開取による。

における一僻村の薪炭林をも商品化させるほど、我が国の木炭需要を増大せしめることとなつた。正確な記録はないけれども、開取によれば第三表の如く、大正二年頃には早くも一戸当り千八百貫内外の製炭が行われていた模様である。

第4表 農家戸数の増加

年	次	戸 数
明治	20	7
	25	9
	30	11
	35	13
	40	14
大正	2	17
	7	17
	12	20
昭和	3	22
	8	24
	13	26
	18	26
	23	30

備考 開取による。

ものが昭和三年には三〇戸の多きを数えるに至つてゐる。かかる戸数増加の原因については二つのことが考えられる。その一は製炭業の導入に伴う生活の安定が醸し出すところの分家の可能性の増大である(過去にあつては大家族制が見られたという)。その二は、製炭業の導入に伴う部落外からの移住者の増加である。

前者の場合にあつては、それは直ちに経営耕地面積の零細化としてあらわれる。たとえば、調査農家(4)にあつては六〇年前に三町歩の耕地面積が四〇年前には二町二反、二〇年前には一町九反、そうして現在では一町二反へと、分家によつて減少してしまつた。同様に調査農家(7)にあつても、四〇年前には二町八反であつたものが、現在では八反

歩となつてしまつた。また、他部落からの移住者の増大についても、部落内開墾可能地面積の減少を招来することはいうまでもない。いずれにしても、製炭業の導入が、部落における一戸当り経営面積の減少ということに、一つの役割を果たしたことは間違いない事実であつた。そうしてまた、かかる部落戸数増加の蔭には、製炭業が経済的に引合ふことが前提であつたし、販売を円滑に進める為には交通機関の整備がなされねばならなかつた。従来、この部落の木炭搬出は、専ら冬期間を利用して手桶で行われていたが、大正一五年にはトラック道路が開けたので、このことは部落民をして自給的農業から製炭兼業農業へと移行させることとなり、ひいては部落戸数をも増加せしめたのである。

部落経済の変遷については、以上の如く製炭の導入によつて部落戸数が増え、従つて耕地が零細化しただけで話しがつたわけではない。すなわち、製炭業の導入は、この部落を商品経済の中へ巻き込んだことを意味するのであつて、このことによる部落経済の変遷を考えなければならない。部落の商品経済への参加の大きな一つの影響は、まず昭和恐慌に至つて現われた。すなわち後述べる如く、経済恐慌による木炭価格の値下りは原木払下量の減少と共に（後述）部落経済に破綻を齎らし、彼等は小さいながらも自作して来た土地を手放さざるを得なくなり、小作農へと転落することとなつたのである。そうして彼等の土地の多くは、山を越えて隣村の地主や部落外の地主の手に集積されてしまつた。そこには、もはや本家分家や来り者の別はなく、それこそ一連托生の状態であつた。このことは、農地改革前に小作二二戸、自小作四戸という状態であつたことがよく示す。このように、大正の好況と昭和の不況とは、部落の経済的基盤に大きな変革を齎らした。そうして「農耕を主とし製炭を従とする」部落民をして「製炭を主とし農耕を従とする」小作農民へとかり立てて行つたのである。一方本家・分家・来り者の身分的差別が従来の土地

所有を基盤とした農業生産における諸関係によつて規定されているとともに、他方では、商品経済への参加を契機としてこれらの身分もまた変革を余儀なくされたわけである。すなわち、この部落民をして、兼業者的・賃労働者の性格（後述）をより強める方向に転換せしめたのである。それは商品経済・資本主義経済そのものの齎らした変革であることはいうまでもない。

かくして、土内部落は封建的身分関係を残したまま農耕部落より製炭部落へ、すなわち生産対象が耕地から山林——より厳密には国有林——へと移つていつたのである。

(ロ) 国有林機構の変遷

このように、多くの部落民の生産対象として浮び上つて来たところの国有林とは一体いかなる力の持主であつたか。少しく昔に遡つて、この点にふれてみよう。

まず国有林の管理機構から説明する。明治二年には宮城県大林区署が設置されると共に新庄派出所が設けられた。大正初年には、この機構に改革が行われ、大林区署は廃止となり、新庄派出所は秋田営林局新庄営林署として昇格し、新たに土内（萩野村）担当区が設けられるに至つた。新庄派出所時代における土内部落の製炭についてみると、当時は派出所において官行の製炭業が行われており、部落民は焼子としてこの製炭業に傭われていた。ところが、大正初年の土内担当区設置と共に、官行製炭業は廃止を見、部落民の原木払下手続によつて薪炭材は部落民に払下げられ、従つて部落民による製炭が行われるに至つた。部落民にとつては、製炭も自らの手でできるようになつたし、当時の炭価も既述の如くに好調を示し、その上、焼き盡せない程の原木が手近なところで入手できたために甚だ好都合であつた。

爾後、国有林の管理機構そのものは存続して今日に至つた訳であるが、部落の製炭業にとつては昭和初年頃から困難な問題が起つて来た。それは国有林の荒廢に備えて設けられたところの施業案に従つて原木払下量が決定されるようになったことであり、ために払下量は従来よりも少くなり、この量は部落民が一年中製炭に従事する量よりもかなり不足するということであつた。因みに、昭和一一年以降における部落内農家一戸当り原木払下量は、第五表の示す通りであり、この表が示す一五〇石内外という原木は、かれらが夏山い

第五表 一戸部落内部の原木受量の推移
当り原木払下量

年次	原木量(石)
昭 11	166
12	143
13	161
14	139
15	155
16	136
17	202
18	169
19	169
20	64
21	104
22	180
23	113
24	159
25	56
26	142

備考 新庄営林署經營課調査による。

つばい焼くと冬山の分が三カ月分位しか残らないという実情を示すものである。ここに現金収入を求めて部落民の苦難にみち

た歩みが始まり、かれらは日傭労働の口を求めて遠く村外にまで出掛けねばならなくなつてしまつた。このことは、いわば国家的見地からする森林保護政策が齎したところの皮肉な結果でもあつたわけである。

(ハ) 部落民の適応

以上の如く、一山間部落に訪れた商品経済の波は、部落民をして製炭事業に走らせ、かれらをして自給農業から製炭兼業農業に推移せしめた。そうして商品経済の齎らす景気の波は、不況を通してかれらを小作農家に転落せしめてしまつた。敗戦とそれに引続く農地改革とは再びかれらをして小さいながらも自作農家として迎えた。けれども、再び自作農家となつたかれらとて、かつて自給農業と炭焼によつて生活を謳歌していた当時のかれらではなかつた。自作農家としての夢は破れて、今では原木払下量の減少によつて炭焼すらも充分にできず、自作兼炭焼兼賃労働者というのが悲しい彼等の現実であつた。そうして明治末年から現在までに辿つたところのかれの姿は、資本主義ない

し商品経済という一つの大きな波によつてもあそばされる小さな木の葉の舞でしかなかったのである。

しかし、所詮、踊らされる木の葉の舞を演ずるほかはなかつたとしても、そこにはかれらなりの抵抗ないしは適応の意志があつた筈だ。それがどのようなものであり、それは具体的にいかなる形となつて現われていたか。以下、これらの諸点について簡単に立入つてみよう。

1 第一に考えられることは、大正初年の好況と部落民による製炭事業開始の頃、それに対してかれらはいかなる意志表示をしたであらうかということについてである。

第6表 木炭価および米価

年次	木炭		米	
	貫当 価	り格 指数	石当 価	り格 指数
大正	7	18.6	100	29.46
	10	12.8	69	31.63
	11	25.9	139	35.37
	12	26.6	143	32.37
	13	26.8	144	38.74
	14	26.7	144	42.03
	1	23.8	128	38.60
	2	22.6	122	35.07
	3	20.2	109	32.40
	4	18.3	98	28.88
	5	13.4	72	24.07
	6	12.4	67	19.05
	7	12.8	69	22.06
昭和	8	15.5	83	20.23
	9	14.4	77	20.20
	10	16.1	87	25.86
	11	17.7	95	26.30
	12	23.2	125	29.31
	13	27.4	147	32.06
				109

- 備考 1) 木炭価格については大正14年までは『農林省統計書』より。以降は『山形県統計書』より算出。
- 2) 米価は中西氏『日本米価変動史』酒田年平均相場による。昭和8年以降は『山形県統計書』による。

まず当時における炭価が米価と比べてどうであつたかを、第六表について見ると次のようなことであつた。すなわち、当時調査部落では一戸当り年間製炭量は約二千貫(前掲第三表)であつたから、大正七年一三年の木炭価格二二銭一厘は年間木炭粗収入が四四〇円であつたことを示す。この粗収入を当時の米価に換算

すれば一三石分に相当し、生産力の低い部落では年間の製炭粗収入は一町歩の水田収入と等しかつたわけである。自給経済に慣れて来た部落民にとつて、この木炭価格は大きな魅力であつたのだ。ここに部落民の適応の意志は発現されて、誰も彼もが製炭業に乗り出したのである。そうしてさらに、単に部落民のみに止まらず、他部落や他村からも

この部落に入つて来て製炭を始めた。中には一家族こぞつて部落に定着して製炭業を始める者さえ出て来た。部落に現存する農家の中には、その頃定着したものも数戸あるほどである。これらの事情は、他方において国有林の濫伐・過伐ということを招き、薪炭林の後退が始まつたことはいうまでもない。すなわち、大正末年頃までは部落の背後地に位する、部落から約二軒ほど距つた台地の原木で足りたのであつたが、昭和に入つた頃からは距離的には余り遠くないけれども急峻な掃出沢にまで原木を求めて行かねばならなくなつた。そうして更に昭和十年頃からは、部落から五軒も距つた奥地へ雪崩の危険を冒してまで出向かねば製炭が成り立たなくなつたのである。このように一見して林地の蚕食を思わせるような製炭事業の隆盛が、国有林をして原木払下量の制限を余儀なくした。また、部落民としても、一旦はまり込んでしまつた商品経済の流れの中で、かれらが生活するためには行きつくところまで炭焼を続けていかねばならなくなつた。すなわち、土内部落に置かれたかれらの唯一の適応の仕方は炭焼以外にはなかつたのである。そうして部落民の中には、炭景氣の眩惑に暈つてしまつて、遊蕩にふけり部落を立退く者も出て来たと聞く。奥地に向つてまづしぐらに原木を求めて行くかれらの心情がそうさせたのである。

2 次には、昭和不況期におけるかれらの生き方について立入つてみよう。既述の如く薪炭林の後退も始まつており、ただでさえ製炭のうま味も従前ほどでなくなつたところへ、この恐慌が襲つたのである。まず炭価暴落(第六表参照)からくる現金収入の減少に苦しんだ。奥地を侵して炭焼をしても、その炭代では一家が生活するには事欠いた。当時の苦しかつた模様は、炭代で一俵というまとまつた米を買うことは到底できなかつたというかれらの回想談によつてうなづくことができる。

そこでかれらは掛がえのない土地を手離しながら、炭景氣の上向きになるのを待たねばならなかつた。適応の心理

はかれらの多くを小作農に転落せしめたのである。そうして、そこではこうした齒を喰いしばつたところの適応以外は見ることができず、抵抗などということは思いもつかぬことであつた。

3 最後に、戦後における部落民の生き方について、その有様をうかがつてみよう。周知の如く自作農家となり得た部落の人達は、そのことによつて精神的な快哉を叫んだには違いないけれども、具体的な営みにおいてはそれほど楽しいものではなかつた。というのは、もともと耕地に不足するこの部落では、炭焼で耕地の不足分を補つていかなば生活が成立しないところをもつて来て、原木払下量は充分ではなかつたからである。特に第五表で示した通り昭和二五年には一戸当り僅か六〇石足らずの払下しかなかつたのである。全く国有林に依存するかれらにとつて、この異例に少い原木払下は、驚天動地の境地に叩き込んだ。人間は突発的な事故に逢つた時には、その本性をムキ出しにするものである。かれらもその例外ではない。その際どのような心情を発現したであろうか。この点について、当時の模様からかれらの生き方の特徴を指摘してみよう。

異例に少なかつた原木払下量六〇石足らずは、夏山三カ月分の薪炭材でしかなく、これは木炭にして四貫俵一四〇俵分の原料でしかなかつた。少くとも部落にとつて年間一五〇石の原木が必要であつたわけで、かれらは為に労賃の多寡を問うている暇もなく、部落外や村外へ出稼に行かねばその生計は保てるものではなかつた。しかし、当時の事情は、かれらと思うほどに就労の機会を与えてくれなかつたのである。兎も角、この年におけるかれらの苦しみ様は一通りではなかつたと聞く。

ところが、原木の払下が異例に少なかつた理由については確かなことは判らないけれども、国有林側の御機嫌を損ねたからだ、と、部落の誰からともなくウワサが立ち始めた。このウワサは、彼等の死活問題が一に国有林木払下量い

かんにかかつてゐる実情から云つて、彼等を動かさずには置かなかつた。そうして今までは賃銀が安いとか農耕が忙しいとかの理由によつて、場合によつては拒んだこともある国有林諸作業——植林・下草刈・間伐等——へ、どんな忙しい仕事をさし置いても積極的に参加するという形となつて現われた。それが単に労賃の多寡によるものではないこと勿論である。また、自らが伐採したが故に自から植林するという私有林の経営の如きものでもない。それは確かに、国有林管理者の御機嫌を損じたならば、再び昭和二五年のあの悲劇を繰返さねばならないかも知れないという危惧をもつての行動であつた。このように、ここにおいてもかれら等の生き方は抵抗ではなくして徹底した適応でしかなかつたのである。しかも、その適応の背後には何時も悲しみの漂つたあきらめ、心が感じられ、この心情こそがいわゆる「封建遺制」というものにつながる何かであるように思われる。

四、残された問題

以上が土内部落の半世紀間のうごきのあらましである。東北地方の一山村に侵透していつた資本主義ないしは商品経済は、かれらの生活を思うが儘にもてあそんだ。時には炭価の上昇を齎らしてかれらを喜ばせたり、時には自作農から小作農に転落せしめて悲しみの淵へ誘ひ込めたり、或いはまた小さいながらも自作農として迎えたりした。けれども商品経済が、どのようにして彼等の境遇をもてあそんだにせよ、商品経済をもつては動かし得ない一つのものであつた。それはかれらの生活に源を發したところの生き方である。より具体的には徹底した適応による生き方であつた。この生き方は、時には恐ろしい勢で薪炭林を喰盡し、時には掛けがえのない土地を手放して悲嘆のうちに好景氣を待ち、時には相手方の機嫌を氣にして振舞うというが如く、諸々の力として發現した。このことは、いわば資本

主義の下における、かれらにしてみれば最善の生き方であつたに違いない。また資本主義自身が、彼等をそこ迄追い詰めなければ承知をしない性質のものであつたとも云える。

兎もあれ、これまでの分析からは右の如き一応の結論に到達することができたのであるが、炭焼部落の考察については尙まだ残された問題が横わつてゐることを否むことができない。

その一は彼等の生き方の中に現われた適応の心情、そう云つたものが封建的遺制を形づくる一つの柱となるのではないかということである。すなわち、原木、下量の決定権を掌中ににぎる国有林管理者の御機嫌を氣にかけて行動する彼等の心情が、地主や本家に対してもそのまま現われて、それは一つの關係として残り、商品経済の発達した今日におけるその關係が、いわゆる封建遺制ではないかということである。しかし、この点については一般論として主張するには余りにも早く、全く今後に残された問題といわねばならぬ。

その二は、この調査においては木炭の流通に関する問題には、全くふれることができなかったという点である。この点を明らかにしない限り、炭焼村のうごきを完全に捉えたということとはならず、或いは炭焼村の眞の問題も、この分析によつて浮び上つてくるかも知れない。その意味で、木炭流通の分析こそ残された課題であるといわねばならぬ。

(研究員・積雪地方支所)